

とよた子どもの権利相談室の会計年度任用職員（相談員）を募集します

募集概要

勤 務 地	とよた子どもの権利相談室 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター4階
職 種	子どもの権利相談員（専門職）
任用期間	採用日から令和8年3月31日まで 任用の更新有り
職務内容	①子ども又は関係者からの相談受付や相談対応 ・基本は電話相談で、必要に応じて面接相談等を行う ・電話相談時間 午後1時～6時（水、木、土）、午後1時～8時（金） ②子どもの権利擁護委員の仕事の補助 ・相談対応の検討や、ケース検討会議への付議 ・相談対応に必要な情報収集や、学校等の関係機関及び関係団体との連携・調整を行う ③子ども条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること ・権利学習プログラムへの参加（小中学校、保護者・地域向け研修） ・相談室だより（こことよ）の作成 ※自動車の運転あり
勤務時間	午前9時45分から午後6時まで 1日7時間15分勤務（休憩60分） ただし、金曜日は午前11時45分から午後8時まで（休憩60分）（割振りによる）
休 日	週2日（日曜日、月曜日）、年末年始 祝日は勤務割振りにより振替えて休日とする
報 酬	時給1,950円 収入見込282,750円／月（勤務時間数による） 通勤手当別途支給 ＊詳細は、お問い合わせください
社会保険	健康保険・厚生年金に加入（任用期間31日以上で雇用保険にも加入）
任用人数	1名
資格要件	普通自動車運転免許を有し、かつ次の①及び②の要件を両方満たす ①社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、保育士等の心理・福祉等に関する業務に従事するための資格を有する方、またはそれと同等の業務にかかる知識、技能を有する方 ②子どもに関する相談援助業務に概ね1年以上従事した経験のある方

申込み・試験など

申込書配布	とよた子どもの権利相談室 日、月曜日を除く開室時間内 市ホームページ（とよた子どもの権利相談室）からダウンロードができます
提出書類	①受験申込書 ②小論文（自筆、指定の原稿用紙2～3枚程度） ③運転免許証（写） ④資格証明書（写）又は児童相談所等の事業所が発行する経歴証明書
申込みの受付期間及び方法	随時 【郵送の場合】〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター4階 とよた子どもの権利相談室 宛 【持参の場合】午後1時～6時まで（日、月曜日を除く）
試 験	1次試験 書類選考 2次試験 個人面接 ※1次試験合格者に別途通知します
結果通知	2次試験後10日以内に郵送
問合せ先	とよた子どもの権利相談室 電話:0565-33-9317 FAX:0565-33-9314 e-mail:kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp